松江市告示第473号

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する取扱要綱（令和2年松江市告示第263号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月14日

松江市長　　上　定　昭　仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(傷病手当金支給開始日の属する期間の終期) 第6条　松江市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年松江市条例第40号)附則に規定する市長が定める日は、<u>令和4年12月31日</u>とする。	(傷病手当金支給開始日の属する期間の終期) 第6条　松江市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年松江市条例第40号)附則に規定する市長が定める日は、<u>令和4年9月30日</u>とする。

附　則

この告示は、令和4年9月14日から施行する。